

みどり市立学校適正規模・適正配置地区別検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、みどり市附属機関設置条例(平成18年みどり市条例第202号)第3条の規定に基づき、みどり市立学校適正規模・適正配置笠懸地区検討委員会、みどり市立学校適正規模・適正配置大間々地区検討委員会及びみどり市立学校適正規模・適正配置東地区検討委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、みどり市学校適正規模・適正配置基本方針に基づき、みどり市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて、次に掲げる事項について具体的に調査審議し、意見の答申を行う。

- (1) 学校の適正な規模に関すること。
- (2) 学校の適正な配置に関すること。
- (3) 少子化に対応した魅力ある学校づくりに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者又はみどり市立学校適正規模・適正配置検討委員会の委員経験を有する者
- (2) 区長
- (3) 中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)を修了する前の子どもの保護者
- (4) 市内に存する小学校、中学校又は義務教育学校の校長
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、教育委員会が委嘱した日から第2条に規定する所掌事務が終了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会にそれぞれ委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会のそれぞれを代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会のそれぞれの会議(以下この条及び次条において「会議」という。)は、それぞれの委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、教育委員会が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会のそれぞれの議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員長は、傍聴席が満員となったときその他必要があるときは、傍聴を制限し、又は拒否することができる。
- 3 会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)は、自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。
- 4 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。
 - (1) 酒気を帯びていると認められる者
 - (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、委員長が傍聴を不相当と認める者
- 5 傍聴人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
 - (2) 私語、談笑又は拍手をしないこと。
 - (3) 撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、あらかじめ委員長の許可を得た場合はこの限りでない。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 6 委員長は、前項各号の規定による事項に従わない傍聴人を退場させることができる。
(書面による調査審議)

第8条 第6条第1項の規定にかかわらず、委員長は、災害その他のやむを得ない理由により会議を招集することができないと認める場合は、書面による会議を開くことができる。

- 2 書面による会議の議事は、委員の過半数が当該書面による会議の議事に参与し、その委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員長は、書面による会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に書面による意見を求めることができる。
(議事録の作成及び公表)

第9条 委員長は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、会議を非公開で実施した部分その他公表に適さない部分については、この限りでない。

- 2 議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 開催日時及び場所
 - (2) 出席者の職及び氏名
 - (3) 議題及び議事の概要
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、委員長が必要と認めた事項
(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育部学校教育課において処理する。
(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会のそれぞれに諮って定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。